

| |
|----------|
| 公 表 日 |
| 平成 年 月 日 |

随意契約結果及び契約の内容

| | |
|------------------------------|--|
| 工事の名称 | 竹中排水機場遠隔制御設備改修工事 |
| 工事概要 | 別紙のとおり |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 今田 一典 大分県大分市西大道1丁目1番71号 |
| 契約年月日 | 平成29年 8月 4日 |
| 契約業者名 | 新菱工業(株)九州営業所 |
| 契約業者の住所 | 福岡県福岡市博多区店屋町6-25 |
| 契 約 金 額 | 46,440,000円(税込み) |
| 予 定 価 格 | 47,066,400円(税込み) |
| 随意契約によることとした理由 | 別紙のとおり |
| 工 事 場 所 | 大分県大分市大字竹中地先 竹中排水機場外 |
| 工 種 区 分 | 機械設備工事 |
| 工事期間(自) | 平成29年 8月 5日 |
| 工事期間(至) | 平成30年 3月16日 |
| 備考 | 入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

随意契約理由書

1. 工事名 竹中排水機場遠隔制御設備改修工事
2. 施工場所 大分県大分市大字竹中地先 竹中排水機場外
3. 契約の相手方 住所：福岡県福岡市博多区店屋町6-25
オクターブ店屋町ビル7階
会社名：新菱工業株式会社 九州営業所
電話：092-405-2051
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、大分河川国道事務所が管理する竹中排水機場遠隔制御設備が経年劣化しているため更新を行い、設備の機能維持と信頼性の向上を図るものである。

2) 工事の内容

竹中排水機場

遠隔制御装置 更新 1式

大分河川国道事務所

遠隔制御装置 更新 1式

3) 随意契約に付する理由

本工事の実施にあたっては、当該設備の機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・据付を行うにあたり、①工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

また、揚排水ポンプ設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、揚排水ポンプ設備のうち一部の機器を修繕する場合でも②システム全体の熟知が必要である。

新菱工業株式会社は、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制を有しているとともに、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するために必要な要件を具備している機関として新菱工業株式会社を特定し、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき、新菱工業株式会社以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、新菱工業株式会社が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

防災課長